

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
告 示	
○家畜伝染病検査の命令（3件）……………（畜産振興課）	29
○土地改良区の役員の就任の届出……………（農業支援課）	31
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	31
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	31
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	31
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	32
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	32
○道路の供用の開始……………（道路課）	32
○都市計画事業の認可……………（都市環境課）	32
支庁告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	33
道教育庁網走教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	33

告 示
北海道告示第545号 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。 平成20年8月19日 北海道知事 高橋 はるみ 1 実施の目的 牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日 実施する区域の 実 施 の 期 日 市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日） 八 雲 町 平成20年9月29日から12月19日まで

せたな町	同	9月16日から11月21日まで
留寿都村	同	11月4日から12月12日まで
喜茂別町	同	10月20日から11月28日まで
京極町	同	11月17日から12月26日まで
倶知安町	同	11月10日から12月26日まで
由仁町	同	9月24日から12月12日まで
奈井江町	同	
新十津川町	同	
士別市	同	10月14日から12月26日まで
富良野市	同	
天塩町	同	10月27日から平成21年2月27日まで
初山別村	同	9月22日から11月28日まで
羽幌町	同	
苫前町	同	
豊富町	同	9月16日から12月26日まで
遠軽町	同	9月16日から11月21日まで
湧別町	同	9月22日から12月12日まで
北見市	同	10月20日から平成21年1月23日まで
苫小牧市	同	9月16日から12月26日まで
日高町	同	
浦河町	同	
様似町	同	
えりも町	同	
広尾町	同	9月16日から10月24日まで
幕別町	同	9月16日から11月14日まで
音更町	同	
上士幌町	同	9月29日から12月5日まで
豊頃町	同	10月14日から12月19日まで
池田町	同	10月27日から12月26日まで
鹿追町	同	11月4日から平成21年1月9日まで
士幌町	同	12月22日から平成21年2月27日まで
釧路町	同	9月16日から12月5日まで
標茶町	同	9月22日から平成21年1月30日まで
根室市	同	9月16日から平成21年3月31日まで
別海町	同	

中 標 津 町 平成20年9月16日から平成21年3月31日まで

標 津 町 同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び牛のヨーネ病の予防のための検査については、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第546号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成20年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

江 別 市 平成20年11月4日から12月5日まで

八 雲 町 同 9月29日から12月19日まで

留 寿 都 村 同 11月4日から12月12日まで

京 極 町 同 11月17日から12月26日まで

俱 知 安 町 同 11月10日から12月26日まで

士 別 市 同 10月14日から12月26日まで

富 良 野 市 同

豊 富 町 同 9月16日から12月26日まで

遠 軽 町 同 9月16日から11月21日まで

湧 別 町 同 9月22日から12月12日まで

北 見 市 同 10月20日から平成21年1月16日まで

壮 瞥 町 同 9月16日から平成21年2月27日まで

安 平 町 同

登 別 市 同

室 蘭 市 同

日 高 町 同 9月16日から12月26日まで

浦 河 町 同

様 似 町 同

え り も 町 同

釧 路 町 同 9月16日から12月5日まで

標 茶 町 同 9月22日から平成21年1月30日まで

根 室 市 同 9月16日から平成21年3月31日まで

別 海 町 同

中 標 津 町 同

標 津 町 同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているもの及び生後24か月未満のものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第547号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成20年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

美 深 町 平成20年9月1日から10月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの、種付けの用に供し、

又は供する目的で飼育している雄馬、家畜伝染病予防法第13条第1項の届出をしているもの及び家畜防疫員が疾病その他の事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第548号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、厚沢部土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成20年8月19日

北海道知事 高橋 はるみ

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成20. 8. 4	理事	若佐 清春	檜山郡厚沢部町字美和300番地

北海道告示第549号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成20年8月19日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
雄馬別	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水）	平成19.10.18
同	同（農道）	同 13. 1.30
同	同（区画整理）	同 12.12.15
同	同（暗きょ排水）	同 16.12.10
同	同（土層改良）	同 14. 5.31
美帯	同（農業用道路）	同 19. 6.25
同	同（暗きょ排水）	同 17.12. 8
同	同（土層改良）	同 19.11.29
西幕別	同（農業用排水）	同 20. 3.20
同	同（農道）	同 19.10. 9
同	同（区画整理）	同 20. 1.18
同	同（暗きょ排水）	同 17.11. 7
同	同（土層改良）	同 18. 2.17
帯広中央	同（農業用排水施設）	同 19. 2.20

同	同	（農業用道路）	同 18. 9.29
同	同	（暗きょ排水）	同 18.11.30
同	同	（土層改良）	同 18. 5.31
士幌西部北	畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕	（暗きょ）	同 19.11.30
同	同	（土層改良）	同
川合南	同	（暗きょ排水）	同 18.10.30
同	同	（土層改良）	同
とかち高原の里	中山間地域総合整備（農道）		同 18.11.29
上士幌	同	（農業用排水）	同 18.10.20
同	同	（暗きょ）	同 18.11.30
同	同	（農用地改良保全）	同 17.12.12
士幌北生	農地保全整備（農地保全）		同 19.12. 7
南新得	一般農道整備（集乳農道）		同 19.10.17
北昭和	同	（広域関連）	同 19. 9.18
活込高台	農免農道整備		同 19.11.16

北海道告示第550号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年8月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 河東郡鹿追町東瓜幕西14線25の11・東瓜幕西15線25の35（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び鹿追町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第551号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年8月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 河東郡士幌町字士幌166の9（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第552号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 宗谷郡猿払村（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 沙流郡日高町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第553号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業

要件を変更する。

平成20年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保 宗谷郡猿払村（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び猿払村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 増毛稲田線	増毛郡増毛町御料1844番1地先から 増毛郡増毛町御料1655番1地先まで	平成20. 8. 19

北海道告示第555号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成20年8月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 施行者の名称 旭川市
- 2 都市計画事業の 旭川圏都市計画道路事業（3・3・19号一番通）
種類及び名称
- 3 事業施行期間

平成20年8月19日から平成24年3月31日まで 4 事 業 地 (1) 収用 の 部 分 旭川市永山6条9丁目、永山6条10丁目、永山6条11丁目、永山6条12丁目、永山7条9丁目、永山7条10丁目、永山7条11丁目及び永山7条12丁目地内 (2) 使用 の 部 分 旭川市永山6条9丁目、永山6条10丁目、永山6条11丁目及び永山6条12丁目地内	ダ (3.7m級・V・2W付) 2台と交換) (2) 随意契約の相手方を決定した日 平成20年7月28日 (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 ア 氏 名 コマツ道東株式会社 イ 住 所 帯広市西24条北1丁目3番4号 (4) 随意契約に係る契約金額 52,363,500円 (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6) 随意契約によった理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地
支 庁 告 示	
北海道十勝支庁告示第65号 次のとおり一般競争入札による落札者及び随意契約の相手方を決定した。 平成20年8月19日 北海道十勝支庁長 岡 本 光 昭 1 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量 ア 除雪トラック (10t級・6×6・S・G・2W付) 1台 (除雪トラック (10t級・6×6・A・G・2W付) 1台と交換) イ 除雪グレーダ (4.0m級・A) 1台 (除雪グレーダ (3.7m級・A・2W付) 1台と交換) (2) 落札を決定した日 平成20年7月28日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア(ア) 氏 名 三菱ふそうトラック・バス株式会社 (イ) 住 所 神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12 イ(イ) 氏 名 北海道キャタピラー三菱建機販売株式会社 (イ) 住 所 札幌市清田区里塚2条6丁目3番5号 (4) 落札金額 ア 31,857,000円 イ 29,379,000円 (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告 平成20年6月17日付け北海道十勝支庁告示第54号 2 (1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量 除雪グレーダ (3.7m級・2W付1台及び3.7m級・1W付1台) 2台 (除雪グレー	道教育庁網走教育局告示 北海道教育庁網走教育局告示第19号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成20年8月19日 北海道教育庁網走教育局長 高 村 満 1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 42台 (1月当たりの単価) 2 落札を決定した日 平成20年8月8日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 日立キャピタル株式会社 (2) 住 所 東京都港区西新橋2丁目15番12号 4 落札金額 (1月当たりの単価) 114,114円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成20年6月27日付け北海道教育庁網走教育局告示第18号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課

(2) 所在地 網走市北7条西3丁目